

## 化学工学会 反応工学部会 部会賞規定

### (目的と賞の名称)

第1条 公益社団法人化学工学会 反応工学部会(以下「部会」と言う。)は、反応工学に関連した研究あるいは技術に関して、特にすぐれた業績のあった者に対して「部会賞」を設け、本規程によって授賞し、その成果を讃えるとともに部会会員の意識の高揚をはかる。

### (表彰の種類と受賞の対象)

第2条 部会が設ける賞は次の2種類とする。

部会研究賞：本賞の対象は、部会会員(個人会員・法人会員・賛助会員)であって、反応工学に関連して新規性、独創性の高い研究を行い、内外から高い評価を受ける顕著な研究成果を収めた者とする。

部会技術賞：本賞の対象は、反応工学に関連して、新規性、有用性の高い技術を開発した者、あるいはインパクトの大きな装置、システム、プラントなどの開発に貢献した者とする。ただし、受賞候補者の中には部会会員(個人会員・法人会員・賛助会員)を含まなければならない。

### (公募と応募)

第3条 部会は部会賞候補を募集要項にのっとり、応募開始を広く会員へ公表し公募する。

2. 応募は自薦または他薦により行う。
3. 本賞の応募は、他の団体の表彰に応募することを規制するものではない。

### (選考方法)

第4条 部会賞を選考するための選考委員会をおく。

2. 部会長は、選考委員長と委員を委嘱する。それぞれの任期は1年以内とする。
3. 応募された研究・技術の中から選考委員会は受賞候補(各賞とも若干件数)を選定する。
4. 選考委員長は選考結果を部会長に報告する。
5. 選考委員会運営に必要な事項については、別に定める内規による。
6. 部会長は最終受賞候補者を幹事会に諮り、幹事会の承認を得た後に受賞者を決定する。
7. 本賞に相応しい候補がない場合は、その年度の授賞を見送る。

### (賞の授与)

第5条 部会長は、年会開催時の部会大会にて受賞者に賞状を授与する。

### (本規程の改廃または付加)

第6条 本規程の改廃または付加を要する時は部会大会の議を経る。

付則 本規程に定められていない運営上の細目は部会幹事会で審議し、決定する。

制定:平成 30 年 3 月 13 日